

別表十二（六）の記載の仕方

1 この明細書は、青色申告法人で廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項（一般廃棄物処理施設の許可）若しくは第15条第1項（産業廃棄物処理施設）の許可（以下「処理施設の設置の許可」といいます。）を受けたものが措置法第56条（特定災害防止準備金）の規定の適用を受ける場合又は連結法人で処理施設の設置の許可を受けたものが措置法第68条の46（特定災害防止準備金）の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、連結法人については、適用を受ける各連結法人ごとにこの明細書を作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。

2 「当期中に独立行政法人環境再生保全機構に積み立てた維持管理積立金の金額4」は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の5第1項（維持管理積立金）（同法第15条の2の4（準用）において準用する場合を含みます。）に規定する通知する額を超えない額を記載します。